

那覇港総合物流センターⅡ期整備運営事業 実施方針の策定の見通し

令和6年9月26日

那覇港管理組合 玉城 康裕

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定に基づき、実施方針の策定の見通しに関する事項を公表する。

特定事業の名称	那覇港総合物流センターⅡ期整備運営事業
特定事業の期間	事業契約締結日から行政財産貸付契約に示す貸付期間の満了日までとし、行政財産貸付契約日（時期は事業者提案による）から50年未満とする（施設の除去期間を含む）。
特定事業の概要	那覇港総合物流センターⅡ期の施設整備業務、維持管理業務、運営業務及びその他これらを実施する上で必要な関連業務
公共施設等の立地	沖縄県那覇市港町1丁目208番地及びその地先
実施方針を策定する時期	令和6年11月（予定）